

鳥取市被保護者及び生活困窮者就労準備支援事業企画提案募集要領

1 目的

就労意欲の低い者や稼働能力の活用が不十分な者など、就労に向けた課題を多く抱えた被保護者及び生活困窮者に対し、就労に対する動機づけを行い就労意欲の喚起を促すとともに、職業訓練、就労体験などを通じ、自立した生活を送ることができるよう支援する事業を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 委託業務の内容

(1) 業務名

鳥取市被保護者及び生活困窮者就労準備支援事業

(2) 業務内容

鳥取市被保護者及び生活困窮者就労準備支援事業仕様書（別紙）のとおり

(3) 業務期間

契約の日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

金17,517,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をいずれも満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日以後鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置（同要綱附則第2項の規定による廃止前の鳥取市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和60年5月24日制定）又は鳥取市物品の売買等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成9年12月1日制定）の規定に基づく指名停止措置を含む。）を受けている期間がない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 企画提案書等の提出期限の日において、製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。
- (5) 法人格を有し、本市内に事業所を有している者であること。
- (6) 本事業の趣旨を十分に理解し、本件業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有する者であること。

4 選定日程

令和8年1月19日（月） 募集開始

令和8年2月 3日（火） 参加申込書、企画提案書等の提出期限

令和8年2月 9日（月） プレゼンテーション及びヒアリングの実施

令和8年2月下旬 応募者への審査の結果の通知（発送）予定

令和8年4月1日（水） 契約締結〔予定〕

5 参加申込書及び企画提案書の作成、提出等

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加申込及び企画提案をするものとする。

(1) 参加申込に必要な書類

ア 参加申込書（様式1号）

イ 企業の概要（様式2号）

ウ 業務実績調書（過去に官公庁等から自立支援プログラムに関する業務の受託実績がある場合のみ提出）（様式3号）

(2) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書（様式4号）

イ 参考見積書（様式5号）【支援対象者100名で見積もること】

(3) 資料記載上の留意事項

ア 業務実績調書は、それを証する契約書等の写しを添付すること。

イ 資格等を記載した場合は、それを証する書類の写しを添付すること。

ウ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

エ 書類作成に用いる言語は、日本語とする。

(4) 上記(1)及び(2)の書類の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年2月3日（火）午後5時（必着）

イ 提出場所 7の担当部局

ウ 提出部数 4部 ※正本1部、副本3部

エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）すること。

郵送による場合は、提出期限までに必着のこととし、持参による提出の場合は、提出期限までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前9時から午後5時

までに限り受け付ける。

6 仕様書等に対する質問に関する事項

(1) 仕様書等に対する質問

質問がある場合は、仕様書等に関する質問書（様式6号）を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより下記7の担当部局に送信すること。電話等による照会には応じない。

(2) 仕様書等に対する質問の提出期限

令和8年1月30日（金）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

直接電子メール又はファクシミリで適宜回答する。

7 担当部局

〒680-8571

鳥取市幸町71番地

鳥取市福祉部生活福祉課（鳥取市役所本庁舎1階）

電話：（0857）20-3476

FAX : (0857) 20-3908
E-mail : fukushi@city.tottori.lg.jp

8 企画提案のヒアリング

次により、企画提案書に係るヒアリングを実施する。

- (1) ヒアリング予定日 令和8年2月9日（月）
- (2) ヒアリング場所 鳥取市役所本庁舎内（会場は後日通知する。）
- (3) ヒアリング持ち時間等 30分程度（企画提案書等の説明（20分以内）、質疑応答（10分程度））
- (4) 使用機器等 プロジェクター、スクリーン及びホワイトボードは鳥取市が用意するが持参も可。その他の企画提案に使用する物は提案者が準備すること。
- (5) その他 企画提案書提出後の内容の差替え、追加は認めない。

9 選定方法

選定は、以下に示す審査をもって行う。

(1) 審査

企画提案書及びヒアリング時の説明・質疑応答の内容に基づき、選定委員会において審査を行い、合計点数により優先交渉事業者を選定する。

審査の結果は、鳥取市公式ウェブサイトに掲載するとともに、様式7号又は様式8号により参加者に通知する。

(2) 審査基準

参加資格がある参加者について、次のとおり、項目を設定し審査を行う。

評価項目	配点
事業者の業務実績	10
① 同種又は類似業務に係る実績	
実施体制	20
① 指揮系統・責任体制は明確かつ適切なものか ② 業務従事者の資格や経験は適切なものか ③ 支援対象者の個人情報の管理体制・方法は十分であるか	
見積金額の妥当性	10
① 業務内容に対する積算内訳は適切なものか	
提案内容のヒアリング	10
被保護者及び生活困窮者に対し、就労支援を行う上で現状の認識、理解はあるか	
本市の雇用情勢を踏まえて就労状況をどのように分析しているか	10
就労先開拓に関する考え方、手法はどうか	10
事業運営にあたり、地元雇用等地元貢献に関する考え方はどうか	10
就職率の設定目標の妥当性はどうか	10
独自提案はあるか	10
合計	100

10 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

11 契約の締結

9により優先交渉事業者として選定された者と随意契約の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、9の評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

12 留意事項等

- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 企画提案書の提出後に公募型プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに連絡するとともに文書で鳥取市長に通知すること。
- (5) 提出された書類は、優先交渉事業者の選定以外の目的には、参加者に無断で使用しないものとするが、選定を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。
- (6) 提出された書類は、業務受託者となった者については、特に独自のノウハウに係る部分や個人情報に係る部分を除いて、業務受託者の了解を得ることなく、公表する場合がある。